

**令和3年度 社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会  
大阪児童福祉推進基金助成事業 B-2（公募助成・先駆的事业）募集要項**

**1. 助成対象事業**

助成対象事業は、児童福祉等の向上および推進に関する事業で、制度の狭間など新たな課題解決をテーマに取り組む事業とします（当該年度内に実施する事業に限ります）。ただし、直接営利を目的とする事業及び、既にこれまで取り組んだことのある事業は対象としません。なお、条件つき助成の事業については、その条件を満たす場合に限り対象とします。

**2. 助成対象** 助成対象は、大阪府内を活動拠点とする次の団体とします。

- ①社会福祉法人等の公益法人
- ②福祉分野を主たる活動目的としている組織、団体（営利を目的とした組織、団体を除く）

**3. 助成額**

助成額は、1団体につき250,000円を上限とします。2団体程度を予定しています。

**4. 助成金の使途**

助成金の使途は、謝金、賃借料、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、資機材購入費等とし、飲食費は除きます。

**5. 助成金の申請**

助成金の申請は、申請書（様式1）に予算書等の必要書類を添付し、大阪府社会福祉協議会総務企画部へ提出してください。

**6. 募集方法** 大阪府社会福祉協議会広報紙「ふくしおおさか」およびホームページで募集します。

**7. 募集期間** 令和3年4月1日（木）～令和3年6月18日（金）必着

**8. 助成金の交付決定・助成金のお支払い**

申請のあった団体等について、基金運営委員会で審査のうえ、その結果を書面にて通知します。決定の場合は、指定の口座へ振り込みます。（8月初旬予定）なお、助成対象団体および事業については、公表させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

**9. 事業報告**

事業完了1か月以内に、報告書（様式2）および決算書等の必要書類を添付し、報告をしてください。

**10. その他**

①助成対象事業の実施が不可能となった場合、または申請内容と異なる使用があった場合は返金していただきます。また、残額が生じた場合は残額を返金していただきます。

②助成を受ける場合は、対象事業の配布資料や成果物等に「大阪児童福祉推進基金助成事業」である旨を必ず記載してください。

**11. 問合せ**

〒542-0065 大阪府中央区中寺1-1-54 大阪府社会福祉協議会 総務企画部  
TEL 06-6762-9471 FAX 06-6764-5374